

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年5月22日(金)午後3時から午後4時00分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 鈴木正夫 委員	3番 伊能正啓 委員
4番 熱田幸子 委員	5番 鈴木一郎 委員
6番 江波戸博 委員	7番 大木岩五郎 委員
8番 岩井淳 委員	9番 渡邊弘仁 委員
10番 實川元久 委員	11番 塚本虎之助 委員
12番 椎名正和 委員	13番 伊藤定夫 委員
14番 川口京子 委員	15番 太田忠治 委員
16番 大木清 委員	17番 及川誠 委員
18番 大木一夫 委員	19番 伊藤秀雄 委員
20番 加瀬浩市 委員	21番 林豊 委員
22番 増田正義 委員	23番 大木傳一郎 委員
24番 石毛利雄 委員	25番 菅谷守夫 委員
26番 伊藤幸夫 委員	27番 熊切清 委員

4 欠席委員(1名)

2番 菱木信治 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 6件

議案第3号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について (別冊)

議案第4号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について (別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

7 会議の概要

事務局 　ただ今から平成27年5月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 　本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議 長 　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、17番及川誠委員、19番伊藤秀雄委員を指
名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 　続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。なお、本議案には、伊藤幸夫委員が関
係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条
の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採
決します。最初に6番について、事務局から議案の説明をお願いします。
伊藤幸夫委員は退席をお願いします。

（伊藤委員退席）

事務局 　それでは、議案第1号の番号6番は所有権移転に関する件であります。
【議案第1号、番号6番を議案書を基に朗読】

番号6番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各
号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

3 番 　番号 6 番について、後継者は意欲的に営農をされており問題ないと思われます。

議 長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」番号 6 番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」番号 6 番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　伊藤幸夫委員が着席されましたので、引き続き議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　議案第 1 号、番号 1 番から 5 番までは所有権移転に関する件であります。

【議案第 1 号、番号 6 番を除き議案書を基に朗読】

番号 6 番を除き別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

7 番 番号 1 番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

5 番 番号 2 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

2 5 番 番号 3 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

1 0 番 番号 4 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

3 番 番号 5 番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」番号 6 番を
除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」番号 6 番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに
賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第 2 号の議案書を御覧ください。

【議案第 2 号、番号 1 番から 6 番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、駐車場用地として畑317㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、専用住宅用地として現況畑352㎡を父から譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、専用住宅用地として畑302㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、専用住宅用地として畑1,19㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は、専用住宅用地として畑491㎡の内329.78㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番は、資材置場用地として畑510㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

20番 　番号1番について、申請地に譲受人が経営している動物病院の職員駐車場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

5番 　番号2番について、申請地に専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

23番 　番号3番と4番について、申請人は同一人です。申請地に専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

21番 　番号5番について、申請地に専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

19番 　番号6番について、申請地に譲受人が経営している会社の資材置場を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第3号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」採決に入ります。

議案第3号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について

6件

議案第 3 号 平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について（別冊）
議案第 4 号 平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について（別冊）
報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 2 件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成 27 年 5 月 22 日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。